

【声明】安倍政権による集団的自衛権行使容認などの閣議決定の強行に抗議し、その撤回を求める

2014年7月2日 日本平和委員会

一、昨日、安倍自公政権は、多数の国民の反対の声を押し切って、集団的自衛権行使容認などの解釈改憲の閣議決定を強行した。

これは、かつての日本の侵略戦争で 2000 万人以上のアジア太平洋の人々と、310 万人以上の日本国民の命を奪った痛苦の反省の上にうちたてられた、戦争とそのための一切の戦力を放棄し、交戦権を否認した日本国憲法 9 条を、内閣による憲法解釈変更の閣議決定によって根本から破壊しようとする、戦後最も重大かつ明白な憲法破壊の企てである。

しかし、この憲法の下で、海外での戦争に参加する集団的自衛権行使を容認するなどという憲法解釈が、どんな理屈や言葉遊びを弄しようと成り立つはずがない。これまで歴代政府も、半世紀以上にわたって、憲法 9 条の下では集団的自衛権行使はできず、もし行使するならば憲法 9 条の改定が必要としてきた。憲法改定を国民にはかることもなく、一内閣の閣議決定で憲法解釈を都合よく勝手に変えて集団的自衛権行使を可能にするなど、内閣を憲法の上に置き、憲法によって権力を縛る立憲主義を否定する、民主国家にあるまじき暴挙である。

憲法は最高法規であり、内閣は「この憲法を尊重し擁護する義務を負う」(99 条) のであり、憲法に反する一切の法律も国務に関する一切の行為も「効力を有しない」(憲法 98 条) のである。したがって、憲法に明白に違反した今回の閣議決定は無効であり、このような閣議決定にもとづくすべての法整備なるものは絶対に許されるものではない。

私たちは、かかる憲法違反の無効な閣議決定の撤回を断固として求めるものである。

一、閣議決定は、■「我が国と密接な関係がある他国に対する武力攻撃が発生し」これが「わが国の存立が脅かされる」などの「明白な危険がある」などと判断されれば武力行使ができるとし、他国の戦争に参加する集団的自衛権の行使を可能にしている。■また、国連安保理決議などにもとづき武力行使する「多国籍軍」への後方支援活動は「現に戦闘を行っている現場」以外なら行うことができるようにし、これまで「戦闘のおそれのある地域」での活動もできないとしてきた制約を取り払い、事実上、戦闘地域での後方支援活動を可能にしている。さらにこの「多国籍軍」等での活動が我が国への危険に対処するものなどと政府が判断すれば、武力行使に当たる活動での参加も可能としようとしている。■また、PKO（国連平和維持活動）等で他国部隊を守る「駆けつけ警護」や任務遂行のための武器使用もできるようにし、邦人救出などでも武器使用ができるようにする。■我が国に対する「武力攻撃に至らない侵害」に対し、自衛隊が場合によっては武力行使できるよう、手続きの迅速化のための方策について検討する——など、閣議決定は海外での戦争に自衛隊が参加し、武力行使に踏み出す上での歯止めをことごとく取り払うものになっている。

ところが安倍首相は、この閣議決定について、「従来の憲法解釈についての考え方と変わらない」「海外での戦闘には加わらない」、「行使は極めて限定的」、「外国の戦争に巻き込ま

れるものではない」などと、しきりに強調している。

しかし、これが自国への攻撃に対する反撃（個別的自衛権）だけを認める従来の政府見解をも根本から変え、政府の判断一つで海外での戦争に日本が参加することに道を開くものであることは明白である。しかもそれには限界がない。政府の準備している閣議決定に関する「想定問答」に示されているように、何が日本に「危険」をもたらす事態かの判断は政府に委ねられている。その対象となる事態に地理的制限はなく、反撃に加わる対象となる「密接な関係にある他国」にも制限がない。政府の判断一つで、地球規模で自衛隊が様々な武力行使に参加することができるようにするものであり、そこに歯止めはない。

そこに示されているのは、安倍首相の宿願である、日米軍事同盟を「血を流す軍事同盟」——自衛隊が血を流して米軍を守る軍事同盟にしようとする野望そのものである。この先にあるのは、自衛隊員はじめ日本の若者をアメリカの戦争に動員し海外で「殺し殺される」ことにひきずり込む道である。このようなことが、憲法 9 条の下で許されないことは明白であり、私たちは重大な憲法違反の閣議決定の撤回を求めて、全力をあげてたたかう決意を表明するものである。

一、このように、安倍政権が行った閣議決定は、憲法 9 条を根本から破壊するものである。しかし、本来なら、憲法改定を行わなければならないことを、閣議決定による憲法解釈変更という姑息な手段で行おうとしていることに、彼らの弱点が現れている。彼らがこうした手法に出たのは、憲法 9 条改定を国民が支持しないことを認識しているからに他ならない。それゆえ彼らは、安倍政権の自作自演というべき「有識者」会議＝「安保法制懇」に都合のよい報告書を出させ、国会にも諮らず、わずか 13 時間という与党の密室協議だけで閣議決定するという、徹底的に国民の討論を排除する姑息きわまる手法に徹したのである。ここには、彼らの強さではなく弱さがはっきりと示されている。

これに対し、解釈改憲による集団的自衛権行使に反対する国民世論は短期間のうちに急速に広がった。また、憲法 9 条守れの世論もこの 1 年でさらに大きく確実に広がっている。地方議会の反対・慎重意見書は 200 余に広がり、各地で保守・公明の議員も賛成する事態が生まれている。日本弁護士連合会や各単位弁護士会はじめ、立場の違いを超えた広範な人々が共同の反対運動をくりひろげ、閣議決定は国会を取り囲む 1 万を超す人々の抗議の声の中で行わざるをえなかった。無党派層はじめ、安倍政権への支持率も急速に低下し始めている。彼らの密室での閣議決定は、広範な反対世論に包囲される中に行わざるをえなかったのである。

私たちは平和委員会の仲間もその一翼を担ったこの間の運動と世論の変化に確信を持ち、憲法違反の閣議決定の撤回を求め、閣議決定を実行するための法整備強行を許さず、憲法 9 条を生かしてこそ日本とアジア、世界の平和を実現できることを広範な人々に語り広げ、憲法を守る世論を圧倒的なものとするために、ひきつづき奮闘する決意を表明するものである。